

事務連絡  
平成 30 年 10 月 30 日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて  
(その 25)

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(平成 30 年 10 月 29 日付け事務連絡から、別紙 1 を更新)

## 記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

## 1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村の被保険者であって、別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者若しくは被扶養者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)若しくは国民健康保険法第19条の被保険者(国民健康保険組合の被保険者)であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

## 2 取扱いの期間

平成30年12月末までの診療、調剤及び訪問看護

なお、平成31年1月1日からの診療、調剤及び訪問看護については、保険者から交付された一部負担金等の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を猶予・免除すること。

## 3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

## 4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

## 別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

### ○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22	京都府	福知山市
23		舞鶴市

24		綾部市
25		宮津市
26		京丹後市
27		南丹市
28		船井郡京丹波町
29		与謝郡伊根町
30		与謝郡与謝野町
31	兵庫県	豊岡市
32		篠山市
33		朝来市
34		宍粟市
35		赤穂郡上郡町
36		美方郡香美町
37		姫路市
38		西脇市
39		丹波市
40		多可郡多可町
41		佐用郡佐用町
42		養父市
43		たつの市
44		神崎郡市川町
45		神崎郡神河町
46	鳥取県	鳥取市
47		八頭郡若桜町
48		八頭郡智頭町
49		八頭郡八頭町
50		東伯郡三朝町
51		西伯郡南部町

52		西伯郡伯耆町
53		日野郡日南町
54		日野郡日野町
55		日野郡江府町
56	島根県	江津市
57		邑智郡川本町
58	岡山県	岡山市
59		倉敷市
60		玉野市
61		笠岡市
62		井原市
63		総社市
64		高梁市
65		新見市
66		瀬戸内市
67		赤磐市
68		真庭市
69		浅口市
70		都窪郡早島町
71		浅口郡里庄町
72		苫田郡鏡野町
73		英田郡西粟倉村
74		加賀郡吉備中央町
75		小田郡矢掛町
76		津山市
77		美作市
78	和気郡和気町	
79	広島県	広島市

80		呉市
81		竹原市
82		三原市
83		尾道市
84		福山市
85		府中市
86		東広島市
87		江田島市
88		安芸郡府中町
89		安芸郡海田町
90		安芸郡熊野町
91		安芸郡坂町
92		三次市
93		庄原市
94	山口県	岩国市
95		今治市
96		宇和島市
97		大洲市
98	愛媛県	西予市
99		北宇和郡松野町
100		北宇和郡鬼北町
101		八幡浜市
102		安芸市
103		香南市
104		長岡郡本山町
105	高知県	宿毛市
106		土佐清水市
107		幡多郡三原村

108		幡多郡大月町
109	福岡県	飯塚市
110		久留米市

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	岐阜県後期高齢者医療広域連合
2	京都府後期高齢者医療広域連合
3	兵庫県後期高齢者医療広域連合
4	鳥取県後期高齢者医療広域連合
5	島根県後期高齢者医療広域連合
6	岡山県後期高齢者医療広域連合
7	広島県後期高齢者医療広域連合
8	山口県後期高齢者医療広域連合
9	愛媛県後期高齢者医療広域連合
10	高知県後期高齢者医療広域連合
11	福岡県後期高齢者医療広域連合

## 別紙2（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

### ○ 全国健康保険協会

### ○ 健康保険組合

#### ① 災害救助法適用市町村に所在する健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	KYB健康保険組合	可児市土田
2	青山商事健康保険組合	福山市王子町
3	イズミグループ健康保険組合	広島市西区
4	ウラベ健康保険組合	広島市西区
5	岡山県自動車販売健康保険組合	岡山市北区
6	岐阜繊維健康保険組合	岐阜市三歳町
7	倉敷中央病院健康保険組合	倉敷市美和
8	倉紡健康保険組合	倉敷市本町
9	来島どつく健康保険組合	今治市大西町
10	十六銀行健康保険組合	岐阜市神田町
11	中国銀行健康保険組合	岡山市北区
12	トマト銀行健康保険組合	岡山市北区
13	広島ガス電鉄健康保険組合	広島市中区
14	広島銀行健康保険組合	広島市南区
15	ベネッセグループ健康保険組合	岡山市北区

#### ② 上記以外の健康保険組合

	健保組合名	所在地
1	ADEKA健康保険組合	東京都
2	AIG健康保険組合	東京都
3	ANAウイングス健康保険組合	東京都
4	ANAグループ健康保険組合	東京都
5	azbilグループ健康保険組合	東京都
6	C&Rグループ健康保険組合	東京都
7	CTCグループ健康保険組合	東京都
8	DOWA 健康保険組合	東京都
9	GE健康保険組合	東京都
10	HOYA健康保険組合	東京都

11	IHG・ANAホテルズ健康保険組合	東京都
12	J. フロント健康保険組合	大阪府
13	LIXIL健康保険組合	東京都
14	MSD健康保険組合	東京都
15	NIPPO健康保険組合	東京都
16	NOK健康保険組合	東京都
17	NTN健康保険組合	大阪府
18	SGホールディングスグループ健康保険組合	京都府
19	SMBC日興証券グループ健康保険組合	東京都
20	TOTO健康保険組合	福岡県
21	USEN-NEXT GROUP健康保険組合	大阪府
22	YG健康保険組合	東京都
23	アイシン健康保険組合	愛知県
24	愛知県医療健康保険組合	愛知県
25	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
26	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
27	愛知県農協健康保険組合	愛知県
28	愛鉄連健康保険組合	愛知県
29	青森銀行健康保険組合	青森県
30	旭化成健康保険組合	宮崎県
31	朝日生命健康保険組合	東京都
32	足利銀行健康保険組合	栃木県
33	アペックス健康保険組合	愛知県
34	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
35	尼崎信用金庫健康保険組合	兵庫県
36	イオン健康保険組合	千葉県
37	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府
38	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
39	石塚硝子健康保険組合	愛知県
40	イズミヤグループ健康保険組合	大阪府
41	伊藤忠連合健康保険組合	東京都
42	いなげや健康保険組合	東京都
43	イノアック健康保険組合	愛知県
44	茨城県自動車販売健康保険組合	茨城県
45	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都
46	伊予銀行健康保険組合	愛媛県
47	伊予鉄道健康保険組合	愛媛県
48	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都
49	宇部興産健康保険組合	山口県

50	永大産業健康保険組合	大阪府
51	エイベックス・グループ健康保険組合	東京都
52	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都
53	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
54	エンシュウ健康保険組合	静岡県
55	遠州鉄道健康保険組合	静岡県
56	王子製紙健康保険組合	東京都
57	大垣共立銀行健康保険組合	岐阜県
58	オークマ健康保険組合	愛知県
59	大阪織物商健康保険組合	大阪府
60	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
61	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
62	大阪港湾健康保険組合	大阪府
63	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
64	大阪自転車健康保険組合	大阪府
65	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
66	大阪装粧健康保険組合	大阪府
67	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
68	大阪ニット健康保険組合	大阪府
69	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
70	大阪府建築健康保険組合	大阪府
71	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
72	大阪府石油健康保険組合	大阪府
73	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
74	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
75	大阪薬業健康保険組合	大阪府
76	大阪読売健康保険組合	大阪府
77	大沢健康保険組合	東京都
78	大塚商会健康保険組合	東京都
79	大塚製薬健康保険組合	徳島県
80	オートバックス健康保険組合	東京都
81	沖電気工業健康保険組合	東京都
82	沖縄電力健康保険組合	沖縄県
83	小田急グループ健康保険組合	東京都
84	オリジン電気健康保険組合	埼玉県
85	外国運輸金融健康保険組合	東京都
86	花王健康保険組合	東京都
87	科学技術健康保険組合	埼玉県
88	片倉健康保険組合	東京都

89	学研健康保険組合	東京都
90	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
91	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県
92	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
93	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
94	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
95	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県
96	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
97	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県
98	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
99	神奈川県電子電気機器健康保険組合	神奈川県
100	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
101	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
102	カネ力健康保険組合	大阪府
103	カルビー健康保険組合	栃木県
104	川崎重工業健康保険組合	兵庫県
105	管工業健康保険組合	東京都
106	観光産業健康保険組合	東京都
107	関西電力健康保険組合	大阪府
108	関東ITソフトウェア健康保険組合	東京都
109	関東めっき健康保険組合	東京都
110	キクチ健康保険組合	愛知県
111	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
112	キタムラ健康保険組合	高知県
113	キッセイ健康保険組合	長野県
114	紀文健康保険組合	東京都
115	キヤノン健康保険組合	東京都
116	九州電力健康保険組合	福岡県
117	共栄火災健康保険組合	東京都
118	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
119	京三製作所健康保険組合	神奈川県
120	京都信用金庫健康保険組合	京都府
121	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
122	京都府農協健康保険組合	京都府
123	杏林健康保険組合	東京都
124	極東開発健康保険組合	兵庫県
125	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
126	近畿車輛健康保険組合	大阪府
127	近畿しんきん健康保険組合	京都府

128	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
129	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
130	クラシエ健康保険組合	大阪府
131	栗田健康保険組合	東京都
132	クレハ健康保険組合	福島県
133	くろがね健康保険組合	大阪府
134	黒田精工健康保険組合	神奈川県
135	群馬県自動車販売健康保険組合	群馬県
136	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
137	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
138	京阪グループ健康保険組合	大阪府
139	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
140	公庫関係健康保険組合	東京都
141	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
142	合同製鐵健康保険組合	大阪府
143	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県
144	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
145	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
146	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
147	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
148	国際興業健康保険組合	東京都
149	小倉記念病院健康保険組合	福岡県
150	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
151	小松製作所健康保険組合	東京都
152	コムシスホールディングス健康保険組合	東京都
153	五洋建設健康保険組合	東京都
154	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
155	近藤紡績健康保険組合	愛知県
156	サーラグループ健康保険組合	愛知県
157	さいしん健康保険組合	埼玉県
158	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
159	酒フーズ健康保険組合	東京都
160	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
161	佐藤工業健康保険組合	東京都
162	サノヤス健康保険組合	大阪府
163	山陰自動車業健康保険組合	島根県
164	三協・立山健康保険組合	富山県
165	産業機械健康保険組合	東京都
166	産経健康保険組合	東京都

167	三晃金属工業健康保険組合	東京都
168	サントリー健康保険組合	大阪府
169	三陽商会健康保険組合	東京都
170	シーイーシー健康保険組合	東京都
171	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
172	JXTGグループ健康保険組合	神奈川県
173	ジェイティ健康保険組合	東京都
174	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
175	ジェーシービー健康保険組合	東京都
176	滋賀県農協健康保険組合	滋賀県
177	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
178	静岡県自動車整備健康保険組合	静岡県
179	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県
180	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県
181	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
182	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
183	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
184	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
185	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
186	静岡鉄道健康保険組合	静岡県
187	七十七銀行健康保険組合	宮城県
188	シティグループ健康保険組合	東京都
189	自動車振興会健康保険組合	東京都
190	シバタ工業健康保険組合	兵庫県
191	澁澤健康保険組合	東京都
192	シミックグループ健康保険組合	東京都
193	シャープ健康保険組合	大阪府
194	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
195	出版健康保険組合	東京都
196	商船三井健康保険組合	東京都
197	昭和シェル健康保険組合	東京都
198	昭和電工健康保険組合	東京都
199	昭和電線健康保険組合	神奈川県
200	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合	東京都
201	神鋼商事健康保険組合	大阪府
202	人材派遣健康保険組合	東京都
203	新電元工業健康保険組合	埼玉県
204	新日鐵住金健康保険組合	東京都
205	新日鐵住金君津関連健康保険組合	千葉県

206	スズキ健康保険組合	静岡県
207	鈴屋健康保険組合	東京都
208	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
209	住友化学健康保険組合	大阪府
210	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
211	住友生命健康保険組合	大阪府
212	住友理工健康保険組合	愛知県
213	セイコーインスツル健康保険組合	千葉県
214	製紙工業健康保険組合	静岡県
215	西武健康保険組合	埼玉県
216	セーレン健康保険組合	福井県
217	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
218	セキスイ健康保険組合	大阪府
219	石油製品販売健康保険組合	東京都
220	セコム健康保険組合	東京都
221	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
222	セメント商工健康保険組合	東京都
223	センコー健康保険組合	宮崎県
224	全国印刷工業健康保険組合	東京都
225	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
226	全国硝子業健康保険組合	東京都
227	全国商品取引業健康保険組合	東京都
228	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
229	全国設計事務所健康保険組合	東京都
230	セントラルスポーツ健康保険組合	東京都
231	全日本空輸健康保険組合	東京都
232	全農健康保険組合	東京都
233	総合警備保障健康保険組合	東京都
234	倉庫業健康保険組合	東京都
235	双日健康保険組合	東京都
236	象印マホービン健康保険組合	大阪府
237	測量地質健康保険組合	東京都
238	ソニー健康保険組合	東京都
239	第一三共グループ健康保険組合	東京都
240	ダイエー健康保険組合	東京都
241	大王製紙健康保険組合	愛媛県
242	大建工業健康保険組合	大阪府
243	大正製薬健康保険組合	東京都
244	ダイセル健康保険組合	大阪府

245	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
246	大同メタル健康保険組合	愛知県
247	大日本印刷健康保険組合	東京都
248	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
249	ダイハツ健康保険組合	大阪府
250	太平電業健康保険組合	東京都
251	太平洋セメント健康保険組合	東京都
252	ダイヘン健康保険組合	大阪府
253	太陽生命健康保険組合	東京都
254	大和証券グループ健康保険組合	東京都
255	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府
256	宝グループ健康保険組合	京都府
257	タカラベルモント健康保険組合	大阪府
258	多木健康保険組合	兵庫県
259	タクマ健康保険組合	兵庫県
260	近森会健康保険組合	高知県
261	チノン健康保険組合	長野県
262	千葉県建設業健康保険組合	千葉県
263	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県
264	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都
265	駐留軍要員健康保険組合	東京都
266	通信機器産業健康保険組合	東京都
267	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
268	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
269	デパート健康保険組合	東京都
270	電源開発健康保険組合	東京都
271	電興健康保険組合	東京都
272	電設工業健康保険組合	東京都
273	電線工業健康保険組合	大阪府
274	デンソー健康保険組合	愛知県
275	東亜道路健康保険組合	東京都
276	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
277	東京アパレル健康保険組合	東京都
278	東京医科大学健康保険組合	東京都
279	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
280	東京織物健康保険組合	東京都
281	東京紙商健康保険組合	東京都
282	東京貨物運送健康保険組合	東京都
283	東京機器健康保険組合	東京都

284	東京金属事業健康保険組合	東京都
285	東京化粧品健康保険組合	東京都
286	東京港運健康保険組合	東京都
287	東京広告業健康保険組合	東京都
288	東京実業健康保険組合	東京都
289	東京自動車教習所健康保険組合	東京都
290	東京自動車サービス健康保険組合	東京都
291	東京証券業健康保険組合	東京都
292	東京スター銀行健康保険組合	東京都
293	東京電子機械工業健康保険組合	東京都
294	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
295	東京都食品健康保険組合	東京都
296	東京都土木建築健康保険組合	東京都
297	東京都ニット健康保険組合	東京都
298	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
299	東京都木材産業健康保険組合	東京都
300	東京都洋菓子健康保険組合	東京都
301	東京文具販売健康保険組合	東京都
302	東京薬業健康保険組合	東京都
303	東光健康保険組合	埼玉県
304	東芝健康保険組合	神奈川県
305	東プレ健康保険組合	神奈川県
306	東洋水産健康保険組合	東京都
307	東洋製罐健康保険組合	東京都
308	東レ健康保険組合	滋賀県
309	トータルビューティー健康保険組合	京都府
310	徳洲会健康保険組合	大阪府
311	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	東京都
312	栃木銀行健康保険組合	栃木県
313	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
314	ドッドウェル健康保険組合	東京都
315	富山県自動車販売店健康保険組合	富山県
316	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
317	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
318	トヨタ車体健康保険組合	愛知県
319	豊田通商健康保険組合	愛知県
320	長瀬産業健康保険組合	大阪府
321	長野県機械金属健康保険組合	長野県
322	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県

323	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県
324	名古屋木材健康保険組合	愛知県
325	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
326	ナブテスコグループ健康保険組合	兵庫県
327	南都銀行健康保険組合	奈良県
328	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
329	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
330	ニチアス健康保険組合	東京都
331	日活健康保険組合	東京都
332	日研グループ健康保険組合	東京都
333	日工健康保険組合	兵庫県
334	日産自動車健康保険組合	神奈川県
335	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
336	日新火災健康保険組合	東京都
337	日新製鋼健康保険組合	東京都
338	日清製粉健康保険組合	東京都
339	日生協健康保険組合	東京都
340	日曹健康保険組合	東京都
341	日東電工健康保険組合	大阪府
342	日本NCR健康保険組合	東京都
343	日本合成化学健康保険組合	大阪府
344	日本合板健康保険組合	東京都
345	日本発条健康保険組合	神奈川県
346	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
347	日本板硝子健康保険組合	大阪府
348	日本ガイシ健康保険組合	愛知県
349	日本金型工業健康保険組合	東京都
350	日本銀行健康保険組合	東京都
351	日本ケミコン健康保険組合	東京都
352	日本高速道路健康保険組合	東京都
353	日本コロムビア健康保険組合	東京都
354	日本情報機器健康保険組合	東京都
355	日本信号健康保険組合	埼玉県
356	日本製鋼所健康保険組合	東京都
357	日本製粉健康保険組合	東京都
358	日本生命健康保険組合	大阪府
359	日本ゼオン健康保険組合	東京都
360	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合	東京都
361	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都

362	日本道路健康保険組合	東京都
363	日本特殊陶業健康保険組合	愛知県
364	日本年金機構健康保険組合	東京都
365	日本ハム健康保険組合	大阪府
366	日本飛行機健康保険組合	神奈川県
367	日本ペイント健康保険組合	大阪府
368	日本放送協会健康保険組合	東京都
369	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
370	日本山村硝子健康保険組合	兵庫県
371	日本ユニシス健康保険組合	東京都
372	ニューオータニ健康保険組合	東京都
373	農林水産関係法人健康保険組合	東京都
374	農林中央金庫健康保険組合	東京都
375	ノバルティス健康保険組合	東京都
376	野村健康保険組合	大阪府
377	野村証券健康保険組合	東京都
378	パイロット健康保険組合	東京都
379	長谷工健康保険組合	東京都
380	パッケージ工業健康保険組合	東京都
381	パナソニック健康保険組合	大阪府
382	パレット健康保険組合	東京都
383	バンテック健康保険組合	神奈川県
384	バンドー化学健康保険組合	兵庫県
385	東日本電線工業健康保険組合	東京都
386	東淀川健康保険組合	大阪府
387	日立物流健康保険組合	東京都
388	百五銀行健康保険組合	三重県
389	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
390	ファイザー健康保険組合	東京都
391	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
392	福井村田製作所健康保険組合	福井県
393	富国生命健康保険組合	東京都
394	フジクラ健康保険組合	東京都
395	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
396	富士車両健康保険組合	滋賀県
397	富士通健康保険組合	神奈川県
398	富士電機健康保険組合	東京都
399	フジパングループ健康保険組合	愛知県
400	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県

401	不二家健康保険組合	東京都
402	双葉電子健康保険組合	千葉県
403	ブリヂストン健康保険組合	東京都
404	古河健康保険組合	東京都
405	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県
406	平和堂健康保険組合	滋賀県
407	ベンチャーバンク健康保険組合	東京都
408	ぺんてる健康保険組合	東京都
409	法政大学健康保険組合	東京都
410	北海道医療健康保険組合	北海道
411	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
412	北海道新聞社健康保険組合	北海道
413	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
414	北國新聞健康保険組合	石川県
415	ポッシュ健康保険組合	埼玉県
416	ホンダ健康保険組合	東京都
417	マーレ健康保険組合	埼玉県
418	マイクロソフト健康保険組合	東京都
419	前田道路健康保険組合	東京都
420	マキタ健康保険組合	愛知県
421	マツモトキヨingroup健康保険組合	千葉県
422	丸全昭和運輸健康保険組合	神奈川県
423	丸八真綿健康保険組合	神奈川県
424	マルハニチロ健康保険組合	東京都
425	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
426	三重県自動車販売健康保険組合	三重県
427	三重県農協健康保険組合	三重県
428	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
429	ミサワホーム健康保険組合	東京都
430	三井 E&S 健康保険組合	千葉県
431	三井化学健康保険組合	東京都
432	三井住友海上健康保険組合	東京都
433	三井住友銀行健康保険組合	東京都
434	三井倉庫ホールディングス健康保険組合	東京都
435	三井物産健康保険組合	東京都
436	三菱UFJ銀行健康保険組合	東京都
437	三菱化工機健康保険組合	神奈川県
438	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
439	三菱重工健康保険組合	東京都

440	三菱電機健康保険組合	東京都
441	三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合	東京都
442	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
443	ミネベアミツミ健康保険組合	長野県
444	みらかグループ健康保険組合	東京都
445	村田製作所健康保険組合	京都府
446	明治グループ健康保険組合	東京都
447	明治安田生命健康保険組合	東京都
448	メイテック健康保険組合	東京都
449	明電舎健康保険組合	東京都
450	名糖健康保険組合	東京都
451	メットライフ健康保険組合	東京都
452	森永健康保険組合	東京都
453	ヤクルト健康保険組合	東京都
454	安川電機健康保険組合	福岡県
455	安田日本興亜健康保険組合	東京都
456	山口県自動車販売健康保険組合	山口県
457	山崎製パン健康保険組合	東京都
458	ヤマザキマザック健康保険組合	愛知県
459	山善健康保険組合	大阪府
460	やまと健康保険組合	東京都
461	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
462	山梨県自動車販売整備健康保険組合	山梨県
463	ヤマハ健康保険組合	静岡県
464	雪印メグミルク健康保険組合	東京都
465	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
466	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
467	ユニチカ健康保険組合	大阪府
468	ユニマツ健康保険組合	東京都
469	横河電機健康保険組合	東京都
470	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
471	横浜港運健康保険組合	神奈川県
472	吉野工業所健康保険組合	東京都
473	読売健康保険組合	東京都
474	楽天健康保険組合	東京都
475	ラサ工業健康保険組合	東京都
476	リーガル健康保険組合	千葉県
477	リクルート健康保険組合	東京都
478	理研健康保険組合	東京都

479	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都
480	ルネサス健康保険組合	東京都
481	レンゴー健康保険組合	大阪府
482	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
483	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合	東京都
484	ワールド健康保険組合	兵庫県
485	早稲田大学健康保険組合	東京都

## ○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	全国左官タイル塗装業国保組合	東京都
2	中央建設国保組合	東京都
3	全国板金業国保組合	東京都
4	全国建設工事業国保組合	東京都
5	全国土木建築国保組合	東京都
6	全国歯科医師国民健康保険組合	栃木県
7	建設連合国保組合	愛知県
8	岐阜県医師国保組合	岐阜県
9	岐阜県建設国保組合	岐阜県
10	兵庫食糧国保組合	兵庫県
11	兵庫県食品国保組合	兵庫県
12	兵庫県歯科医師国保組合	兵庫県
13	兵庫県医師国保組合	兵庫県
14	兵庫県薬剤師国保組合	兵庫県
15	鳥取県医師国保組合	鳥取県
16	島根県医師国保組合	島根県
17	岡山県医師国保組合	岡山県
18	中四国薬剤師国保組合	岡山県
19	岡山県建設国保組合	岡山県
20	広島県歯科医師国保組合	広島県

21	広島県医師国保組合	広島県
22	広島県薬剤師国保組合	広島県
23	広島県建設国保組合	広島県
24	山口県医師国保組合	山口県
25	愛媛県医師国保組合	愛媛県
26	愛媛県歯科医師国保組合	愛媛県
27	高知県医師国保組合	高知県
28	福岡県歯科医師国保組合	福岡県
29	福岡県医師国保組合	福岡県
30	福岡県薬剤師国保組合	福岡県

事務連絡  
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

#### 暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

#### 記

#### 1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

(1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて  
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。  
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

(3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

## 2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

## 電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

## 1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

## 2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
  - 「記号」は記録しない。
  - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
  - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

## 3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

## 4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

**平成30年7月豪雨で被災された方について、平成31年1月1日から医療機関等の窓口での取扱いが変わります。**

## 1. 保険証の確認が必要となります

現在、被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うこととなっていますが、平成31年1月1日からは、保険診療として取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要となります。

## 2. 窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります(平成30年12月末までは証明書がなくても窓口での一部負担金等を受け取る必要はありません)

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありませんが、平成31年1月1日からは保険者が発行する一部負担金等の猶予・免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1)平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ①災害救助法適用市町村の市町村国保・介護保険及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ②協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨  
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

証明書発行に関しては、各保険者へ問い合わせいただくよう周知ください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[岐阜県]

高山市 関市 中津川市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市 下呂市  
加茂郡坂祝町 加茂郡七宗町 加茂郡八百津町 加茂郡白川町 加茂郡東白川村 大野郡白川村  
岐阜市 美濃市 加茂郡富加町 加茂郡川辺町 岐阜県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[兵庫県]

豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町 姫路市 西脇市 丹波市  
多可郡多可町 佐用郡佐用町 養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町  
兵庫県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[鳥取県]

鳥取市 東伯郡三朝町 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町 日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町  
八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町 鳥取県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。
- なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[島根県]

江津市 邑智郡川本町 島根県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[岡山県]

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市  
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町  
小田郡矢掛町 津山市 美作市 和気郡和気町 岡山県後期高齢者医療広域連合  
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○ この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

○ **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[広島県]

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町  
安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 三次市 庄原市 広島県後期高齢者医療広域連合  
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[山口県]

岩国市 山口県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

